

## 時間年次有給休暇に関する協定書

公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）と会津大学の職員の過半数を代表する者（以下「会津大学過半数代表者」という。）は、労働基準法第 39 条第 4 項に基づき、時間年次有給休暇の取得に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第 1 条 すべての職員を対象とする。

（日数の上限）

第 2 条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は、年次有給休暇の付与日を起算日とする 1 年間において、5 日以内とする。

（1 日分年次有給休暇に相当する時間年次有給休暇）

第 3 条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合、1 日の年次有給休暇に相当する時間数は所定労働時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。

（取得単位）

第 4 条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1 時間単位で取得するものとする。

（有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

（自動更新）

第 6 条 この協定の有効期間満了の 1 か月前までに、労使いずれからも申出がない場合は同一条件でさらに 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

2024 年 4 月 1 日

公立大学法人会津大学理事長 東原 恒夫

会津大学過半数代表者 中里 直人